

議案第四号

起債について

一、起債金額 金、或を満内也

一、起債の目的 起債手段資金の充てのたの

一、利 率 年八分以内

一、借入先 大蔵省資金運用部

一、借入時期 昭和三十一年度、但し財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる

一、償還方法 昭和三十一年度より一年以内償還を、爾後三年以内の毎年度四元利率の均等償還により償還するものとする

但し財政の都合で繰上償還を、償還年限を短縮し又は借入利率に借換えることができる

一、償還資金 町税及び一般税入

原案可決

昭和三十一年六月二十九日提出
昭和三十一年六月二十九日議決
三期町長 坂田 出

